

目 次

条 例	ページ
8 新潟県市町村総合事務組合職員定数条例の一部を改正する条例	2
9 新潟県市町村総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例	2
10 新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例の一部を改正する条例	3
11 新潟県交通災害共済条例の一部を改正する条例	3
12 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例	5
13 新潟県自治会館附属駐車場条例の一部を改正する条例	5
規 則	
10 新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例施行規則の一部を改正する規則	6
11 新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則	8
12 新潟県自治会館条例施行規則の一部を改正する規則	16
13 新潟県自治会館附属駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	16
訓 令	
5 新潟県自治会館附属駐車場使用規程の一部を改正する規程	17

条 例

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

令和 2 年 9 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員定数条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 8 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 9 号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 10 号)
- (4) 新潟県交通災害共済条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 11 号)
- (5) 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 12 号)
- (6) 新潟県自治会館附属駐車場条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第 13 号)

新潟県市町村総合事務組合条例第 8 号

新潟県市町村総合事務組合職員定数条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員定数条例（平成 16 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 1 条 この条例において「職員」とは、新潟県市町村総合事務組合に常時勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） <u>第 22 条の 3 第 4 項</u> の規定に基づく臨時的任用職員を除く。）をいう。	(定義) 第 1 条 この条例において「職員」とは、新潟県市町村総合事務組合に常時勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） <u>第 22 条第 5 項</u> の規定に基づく臨時的任用職員を除く。）をいう。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第 9 号

新潟県市町村総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員定数条例（平成 16 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第 3 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは <u>第 243 条の 2 の 2</u> の規定による監査の請求又は第 199 条第 6 項、第 7 項若しくは第 235 条の 2 第 2 項の規定による監査の要求があったときは、直ちにその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第 3 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは <u>第 243 条の 2</u> の規定による監査の請求又は第 199 条第 6 項、第 7 項若しくは第 235 条の 2 第 2 項の規定による監査の要求があったときは、直ちにその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第 10 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例（平成 16 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>団員実数</u> 前年度の 10 月 1 日現在における消防団員の実員数をいう。</p> <p>(4) <u>団員総数</u> 関係市町村等の<u>団員実数</u>を合計した総数をいう。</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(事務費負担金)</p> <p>第 5 条 消防団員等公務災害補償事務及び消防団員の退職報償金の支給事務に係る事務費負担金は、次の各号により算出して得た額の合算額とする。</p> <p>(1) 団員分</p> <p>ア 団員割 <u>団員実数</u>に、団員 1 人当たり単価を乗じて得た額</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>団員総数</u> 関係市町村等の<u>団員定数</u>を合計した総数をいう。</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(事務費負担金)</p> <p>第 5 条 消防団員等公務災害補償事務及び消防団員の退職報償金の支給事務に係る事務費負担金は、次の各号により算出して得た額の合算額とする。</p> <p>(1) 団員分</p> <p>ア 団員割 <u>団員定数</u>に、団員 1 人当たり単価を乗じて得た額</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例の規定は、令和 3 年度以後の年度に係る負担金について適用し、令和 2 年度までの年度に係る負担金については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合条例第 11 号

新潟県交通災害共済条例の一部を改正する条例

新潟県交通災害共済条例（平成 16 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交通災害共済)</p> <p>第 3 条 新潟県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）は、この条例の定めるところにより、組合の行う交通災害共済（以下「共済」という。）に加入した者（以下「会員」という。）が交通災害を受けた場合に、会員</p>	<p>(交通災害共済)</p> <p>第 3 条 新潟県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）は、この条例の定めるところにより、組合の行う交通災害共済（以下「共済」という。）に加入した者（以下「会員」という。）が交通災害を受けた場合に、会員</p>

若しくは遺族又は遺族がないときは会員の葬祭を執行した者（以下「葬祭執行者」という。）に対し、共済見舞金、葬祭費、遺児見舞金又は死亡弔慰金（以下「共済見舞金等」という。）を支給する。

（遺族の範囲）

第3条の2 （略）

2 前項に規定する者のほか、第10条の2第1項及び第2項に規定する子を遺族とする。

（加入者の資格）

第4条 共済に加入することができる者は、次に掲げるものとする。

(1) （略）

(2) 前号に掲げる者に準ずるものとして規則で定めるもの

2 （略）

（葬祭費の請求及び支給）

第10条 （略）

（遺児見舞金の請求及び支給）

第10条の2 組合は、会員が交通災害により死亡した場合又は交通災害を受けた会員が他の傷病に起因して死亡した場合において、その者と生計を一にしていた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（会員が死亡した当時、生計を一にしていた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の未成年後見人であった場合には、その未成年後見人を含む。以下「遺児」という。）があるときは、規則で定めるところにより、当該遺児に対し遺児見舞金を支給する。ただし、当該交通災害が第11条第1項第6号に該当するときは、遺児見舞金を支給しない。

2 会員が死亡した当時、胎児であった子が出生した場合は、その子を遺児とみなす。

3 遺児見舞金の請求は、遺児の親権者又は未成年後見人が行うものとする。

4 遺児見舞金は、遺児1人につき30万円とする。

5 遺児見舞金の請求は、交通災害を受けた日から起算して1年以内に行わなければならない。

若しくは遺族又は遺族がないときは会員の葬祭を執行した者（以下「葬祭執行者」という。）に対し、共済見舞金、死亡弔慰金又は葬祭費（以下「共済見舞金等」という。）を支給する。

（遺族の範囲）

第3条の2 （略）

（加入者の資格）

第4条 共済に加入することができる者は、次に掲げるものとする。

(1) （略）

(2) 前号に掲げる者と生計を一にしている者

2 （略）

（葬祭費の請求及び支給）

第10条 （略）

(共済見舞金の不支給及び支給制限)
第 11 条 (略)

(共済見舞金の不支給及び支給制限)
第 11 条 (略)

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項第 2 号の規定は、同日以後の共済期間に係る加入者に適用する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県交通災害共済条例の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の交通災害について適用し、同日前の交通災害については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合条例第 12 号

新潟県自治会館条例の一部を改正する条例

新潟県自治会館条例（平成 18 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表の(1) 施設等使用料のウ 事務室使用料の表中「942」を「1,036」に、「1,036」を「1,140」に改める。

附 則

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料等について適用し、施行日以後の使用料等で前納するものについても同様とする。

新潟県市町村総合事務組合条例第 13 号

新潟県自治会館附属駐車場条例の一部を改正する条例

新潟県自治会館附属駐車場条例（平成 18 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表の(2) サービス券使用料の表を次のように改める。

(2) 利用券使用料

使用区分			使用料(1 台につき)
月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）	A	入庫～1 時間 30 分	200 円
	B	入庫～3 時間	500 円
	C	入庫～終日	700 円

附 則

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表の(2) 利用券使用料の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付された利用券の使用料について適用し、施行日前に交付されたサービス券を施行日以後に使用する場合の使用料については、なお従前の例による。

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和2年9月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

- (1) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第10号)
- (2) 新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第11号)
- (3) 新潟県自治会館条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第12号)
- (4) 新潟県自治会館附属駐車場条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第13号)

新潟県市町村総合事務組合規則第10号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例施行規則（平成16年規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(消防団員等定数等の報告)</p> <p>第2条 新潟県市町村総合事務組合規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、規約別表第2の8の項から14の項に掲げる事務を共同処理する市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「関係市町村等」という。）の長は、毎年10月1日現在の消防団員及び消防吏員の定数並びに消防団員の実員数を消防団員等定数等報告書（別記様式）により、同月の5日までに当該定数を規定する条例の写し及び管理者が必要と認める書類を添えて管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(消防団員等定数の報告)</p> <p>第2条 新潟県市町村総合事務組合規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、規約別表第2の8の項から14の項に掲げる事務を共同処理する市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「関係市町村等」という。）の長は、毎年10月1日現在の消防団員及び消防吏員の定数を、消防団員等定数報告書（別記様式）により、同月の5日までに当該定数を規定する条例の写しを添えて管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

別記様式を次のように改める。

(別記様式)

消防団員等定数等報告書

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 様

関係市町村等の長

印

新潟県市町村総合事務組合消防団員等負担金条例施行規則第 2 条の規定により、本年 10 月 1 日現在の消防団員及び消防吏員の定数並びに消防団員の実員数を、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|----------|--------|
| 1 | 消防団員の定数 | 人 |
| 2 | 消防吏員の定数 | 人 |
| 3 | 消防団員の実員数 | 人 |
| 4 | 定数条例の写し等 | 別紙のとおり |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第 11 号

新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県交通災害共済条例施行規則（平成 16 年規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p><u>(加入者の資格)</u></p> <p>第 1 条の 2 <u>条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定めるものとは、加入申込みの時に、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる者と生計を一にしている者</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者以外の者で、組合市町村の区域内に居住し、引き続き条例第 5 条の共済期間内は当該区域内に居住する予定であるもの</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げる者に準ずる者で、新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号。以下「行政組織規則」という。）第 16 条の規定による所長（以下「事務所長」という。）が認めるもの</u></p> <p>(加入申込み)</p> <p>第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定により共済に加入申込みをしようとする者は、新潟県交通災害共済会費払込書兼加入申込書兼会員台帳（別記第 1 号様式又は別記第 1 号様式の 2）に会費を添えて<u>事務所長</u>に申し込まなければならない。</p> <p>(親権者請求等)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(加入申込み)</p> <p>第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定により共済に加入申込みをしようとする者は、新潟県交通災害共済会費払込書兼加入申込書兼会員台帳（別記第 1 号様式又は別記第 1 号様式の 2）に会費を添えて<u>新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号。以下「行政組織規則」という。）第 16 条の規定による所長（以下「事務所長」という。）</u>に申し込まなければならない。</p> <p>(親権者請求等)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 共済見舞金、葬祭費、遺児見舞金、死亡弔慰金又は特別共済見舞金（以下「共済見舞金等」という。）の請求をしようとする者は、条例第8条第1項、条例第10条第1項、条例第10条の2第3項及び条例第11条の2第1項並びに前条第1項及び前2項の規定にかかわらず、共済見舞金等の請求又は受領に関し、代理人に委任することができる。

（共済見舞金等の請求手続）

第8条 条例第8条第1項の規定による共済見舞金の請求、同条第2項の規定による差額（以下「上位等級移行差額」という。）の請求、条例第10条の2第3項の規定による遺児見舞金の請求又は第6条第1項の規定による特別共済見舞金の請求をしようとする者は、被災会員に係る会員証及び被災会員の運転免許証等（被災会員が自動車等又は電車等を運転していた場合に限る。）を提示するとともに新潟県交通災害共済見舞金等請求書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、事務所長を経由して管理者に請求しなければならない。ただし、上位等級移行差額を請求するときは、第1号に掲げる書類を省略することができる。

(1)～(11) (略)

2・3 (略)

（葬祭費の請求手続）

第9条 条例第10条第1項又は条例第11条の2第1項の規定による葬祭費の請求をしようとする者は、被災会員に係る会員証及び被災会員の運転免許証等（被災会員が自動車等又は電車等を運転していた場合に限る。）を提示するとともに新潟県交通災害共済葬祭費請求書（別記第14号様式）に、次に掲げる書類を添付し、事務所長を経由して管理者に請求しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 共済見舞金、葬祭費若しくは死亡弔慰金又は特別共済見舞金（以下「共済見舞金等」という。）の請求をしようとする者は、条例第8条第1項、第10条第1項及び第11条の2第1項並びに前条第1項及び前2項の規定にかかわらず、共済見舞金等の請求又は受領に関し、代理人に委任することができる。

（共済見舞金等の請求手続）

第8条 条例第8条第1項の規定による共済見舞金若しくは同条第2項の規定による差額（以下「上位等級移行差額」という。）の請求又は第6条第1項の規定による特別共済見舞金の請求をしようとする者は、被災会員に係る会員証及び被災会員の運転免許証等（被災会員が自動車等又は電車等を運転していた場合に限る。）を提示するとともに新潟県交通災害共済見舞金請求書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、事務所長を経由して管理者に請求しなければならない。ただし、上位等級移行差額を請求するときは、第1号に掲げる書類を省略することができる。

(1)～(11) (略)

2・3 (略)

（葬祭費の請求手続）

第9条 条例第10条第1項又は第11条の2第1項の規定による葬祭費の請求をしようとする者は、被災会員に係る会員証及び被災会員の運転免許証等（被災会員が自動車等又は電車等を運転していた場合に限る。）を提示するとともに新潟県交通災害共済葬祭費請求書（別記第14号様式）に、次に掲げる書類を添付し、事務所長を経由して管理者に請求しなければならない。

(1)～(6) (略)

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

別記第5号様式、別記第7号様式及び別記第8号様式を次のように改める。

別記第5号様式（第8条関係）

新潟県交通災害共済見舞金等 **当初** 請求書
差額

No. _____

新潟県市町村総合事務組合管理者 様
被災者は裏面に記載の支給制限事由に該当しないことを認め、下記により共済見舞金を請求します。

5 4 3 2 1

太線の中だけお書きください。
該当する箇所を○で囲んでください。
「被災者」欄の会員番号及び加入年月日は、事故発生年度のものをご記入してください。
請求者が自署した場合、請求者の押印を省略することができます。
当組合が共済見舞金の審査に必要な範囲で医療機関等へ照会する場合があります。

郵便番号 -

年 月 日

住所 _____
フリガナ _____
請求者氏名 ※自署の場合は押印省略可 _____

続柄 (代理請求)

電話 (自宅等) (勤務先) () - _____

※1 被災者以外の方が請求する場合は、被災者から見た続柄を記入してください。
※2 遺児見舞金の請求の場合は、遺児から見た続柄を記入してください。
※3 被災者、遺族又は親権者等から請求を委任された場合は、「代理請求」にも○印を付けてください。

被災者	会員番号	第 号	加入年月日	年 月 日
	フリガナ	氏名 ※請求者と同じ場合は省略可	生年月日	年 月 日 (歳) ※事故時の満年齢を記入
	住所	※請求者と同じ場合は省略可		

事故発生日 年 月 日

事故発生場所 _____

共済見舞金の受取口座 _____
銀行・信金・農協 信組・金庫 店

続柄 (代理受領)

口座名義人 _____
フリガナ _____
氏名 _____
口座番号 _____

普通貯蓄当座

※1 被災者以外の方が受領する場合は、被災者から見た続柄を記入してください。
※2 遺児見舞金の請求の場合は遺児から見た続柄を記入してください。
※3 被災者、遺族又は親権者等から受領を委任された場合は、「代理受領」にも○印を付けてください。

死亡者に遺児がある場合 遺児氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 (歳)

- 添付書類
- ① 会員証 (提示)
 - ② 交通事故証明書又は交通事故申立書
 - ③ 運転免許証 (提示)
 - ④ 診断書 (兼後遺障害診断書)
 - ⑤ 施術証明書
 - ⑥ 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
 - ⑦ 死亡診断書 (死体検案書)
 - ⑧ 死亡に伴う証明書
 - ⑨ 同一生計調書
 - ⑩ 戸籍謄本 (抄本)
 - ⑪ 遺族代表者請求同意書
 - ⑫ 委任状
 - ⑬ その他

(事務所審査)

年 月 日	実治療日数	入院日	審査額	等級	円
上記のとおり共済見舞金を支払われるよう副申します。		通院日	制限しない額	等級	円
事務所長	次長	担当者	会員証確認者 <input type="checkbox"/>		
			免許証確認者 <input type="checkbox"/>		

(決定)

決定年月日	年 月 日	等級	円
支給年月日	年 月 日		
上記のとおり共済見舞金の支払いを決定する。		更正理由	
管理者	事務局長	次長	課長
			係長
			担当者

別記第5号様式（裏面）

支給制限事由

交通災害が下記に該当する場合は、共済見舞金は支給されません。

- 1 会員若しくはその遺族の故意又は重大な過失による場合
- 2 会員の無免許運転、無資格運転又は酒気帯び運転の場合
- 3 会員が無免許運転、無資格運転又は酒気帯び運転の事情を知りながら同乗した場合
- 4 会員の犯罪行為中の場合
- 5 会員又はその遺族が不正に共済見舞金の支給を受けようとした場合

別記第7号様式（第8条関係）







交通事故申立書

事故発生	日時	年 月 日 午 前 後 時 分 ごろ			被災者の 事故時の 状態	運転・同乗 歩行・その他 ()
	場所					
事故の 当事者	被災者	住所		氏名		
		車種	大型・中型・普通・大特・自動二輪・小特・ 原付・自転車・電車・その他 ()	車両 番号		
	相手方	住所		氏名		
		車種	大型・中型・普通・大特・自動二輪・小特・ 原付・自転車・電車・その他 ()	車両 番号		

事故発生状況（事故の原因がはっきりわかるように記載してください。）

相手方（有・無・不明） 目撃者（有・無） ※該当する箇所を○で囲んでください。

事故現場見取図（事故発生状況を図示してください。）

事故現場見取図 （事故発生状況を図示してください。）	自 車	
	相手車	
	自転車・ オートバイ	
	人	
	進行方向	
	信 号	

※ 裏面を必ず記入してください。

別記第 7 号様式（裏面）

交通事故証明書が添付できない理由

①	警察へ届け出なかった。
②	その他（具体的に）（ ）

法令遵守事項の確認・了承

（「交通事故証明書〔物件事故扱い〕」、「葬祭費請求書」又は「死亡弔慰金請求書」にこの申立書を添付する場合は、記入不要です。）

<p style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px;">確認・了承</p> <p>※ 右記記載事項を確認・了承した場合は○で囲んでください。</p>	<p>法令遵守事項</p> <p>1 本来、交通事故が発生した場合は、その車両の運転者又はその他乗務員は警察へ届出をする義務があります。軽微な事故（自転車運転中の単独事故等）であっても、必ず警察に届け出てください。（関係法令：道路交通法第72条第1項後段）</p> <p>※ 共済見舞金の支給を受けるためには、原則交通事故証明書が必要となります。歩行者であっても車両との交通に伴う接触等の交通事故にあった場合は警察に届け出てください。</p> <p>2 やむを得ない事情により、交通事故申立書による請求をする場合は、その回数は、1 共済期間中 1 回限りとなります。</p> <p>また、交通事故申立書による請求が複数年にわたって繰り返された場合は、共済見舞金が支給されないことがあります。</p> <p>（関係法令：新潟県交通災害共済条例第11条第4項及び同条例施行規則第8条第1項第1号）</p>
---	--

「被災者本人」又は「親権者」の申立（被災者が16歳未満のときは親権者等が申立者になることができます。）

<p style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px;">本人</p> <p style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px;">親権者</p> <p>の証明</p>	<p>本書記載のとおり申し立てます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申立者 氏 名 ⑨</p> <p style="text-align: center;">新潟県市町村総合事務組合管理者 様</p>
---	--

「相手方」又は「目撃者」の証明

<p style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px;">相手方</p> <p style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px;">目撃者</p> <p>の証明</p>	<p>表面の事故発生状況は、事実であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ⑨</p> <p style="text-align: center;">電話（ ） -</p>
--	--

- 1 この申立書が偽りであったときは、支給を受けた共済見舞金等を返還していただくことがあります。
- 2 該当する箇所を○で囲んでください。
- 3 申立者が自署した場合は、申立者の押印を省略することができます。
※黒ボールペン等で記入してください。（鉛筆は不可）

別記第 8 号様式 (第 8 条関係)

診 断 書 (兼後遺障害診断書)

(新潟県交通災害共済)

カルテ番号					
傷病者	住所				
	氏名	生年月日	明・大 昭・平	年	月 日生
傷病名					
症状及び経過 (注・交通事故が原因であることを記入してください。)		(受傷日 年 月 日)			
入院治療	日間 自 年 月 日・至 年 月 日			年	月 日
通院治療	実治療日数 日 自 年 月 日・至 年 月 日			年	月 日
障害固定又は障害認定 (特定) 年月日		年 月 日			
障害の程度	身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の身体障害者障害程度等級表に掲げる障害の (右のアイウのいずれかに○印をつけてください。)	ア 1 級に該当する イ 2 級に該当する ウ 2 級にも該当しない			
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する障害等級に掲げる障害の (右のアイウのいずれかに○印をつけてください。)	ア 1 級に該当し、常に他人の介護を要する状態である イ 1 級に該当するが、常に他人の介護を要する状態ではない ウ 1 級には該当しない			
上記のとおり診断いたします。 年 月 日 所在地 電話 () 名称 - 医師名 ㊟					

- 1 共済見舞金支給の等級査定は実治療日数によって行います。したがって、実治療日数は必ず記入してください。
- 2 後遺障害の等級については、裏面の等級表を参照してください。

(新潟県市町村総合事務組合)

別記第8号様式（裏面）

身体障害者福祉法施行規則別表第5号 身体障害者障害程度等級表（抄）

等級	身 体 障 害	等級	身 体 障 害
1 級	1 視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	2 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの
	2 両上肢の機能を全廃したもの		2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	3 両上肢を手関節以上で欠くもの		3 周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの
	4 両下肢の機能を全廃したもの		4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	5 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの		5 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）
	6 体幹の機能障害により坐っていることができないもの		6 両上肢の機能の著しい障害
	7 心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		7 両上肢のすべての指を欠くもの
	8 じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		8 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの
	9 呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		9 一上肢の機能を全廃したもの
	10 ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		10 両下肢の機能の著しい障害
	11 小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		11 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
	12 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの		
	13 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの		

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の障害等級判定基準（厚生省保健医療局長通知（抄））

障害等級	障 害 の 状 態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害の状態
1級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の症状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買い物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 （上記1～8のうちいくつかに該当するもの）

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行し、改正後の第1条の2の規定は、同日以後の共済期間に係る加入者に適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟県交通災害共済条例施行規則の規定は、令和3年4月1日以後の交通災害について適用し、同日前の交通災害については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合規則第12号

新潟県自治会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県自治会館条例施行規則（平成18年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

別記様式第1号、別記様式第4号、別記様式第7号及び別記様式第10号中「□館内団体」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料等について適用し、施行日以後の使用料等で前納するものについても同様とする。

新潟県市町村総合事務組合規則第13号

新潟県自治会館附属駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県自治会館附属駐車場条例施行規則（平成18年規則第14号）の一部を次のように改正する。

「サービス券」を「利用券」に改める。

別表第1を別表とする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の新潟県自治会館附属駐車場条例施行規則第4条第3項の規定により交付したサービス券は、当分の間、使用することができる。

新潟県市町村総合事務組合訓令第5号

事務局

新潟県自治会館附属駐車場使用規程の一部を改正する規程

新潟県自治会館附属駐車場使用規程（平成18年訓令第6号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和2年9月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

改正後	改正前
<p>新潟県自治会館附属駐車場使用規程 （使用の方法）</p> <p>第3条 駐車場の使用の方法は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 駐車場から出場しようとするときは、自動料金精算機に駐車券を挿入し、使用料を精算してから出場すること。ただし、<u>利用券</u>による使用者は、自動料金精算機に駐車券を挿入した後に<u>利用券</u>を続けて挿入し、使用料を精算してから出場すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>新潟県自治会館附属駐車場使用規程 （使用の方法）</p> <p>第3条 駐車場の使用の方法は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 駐車場から出場しようとするときは、自動料金精算機に駐車券を挿入し、使用料を精算してから出場すること。ただし、<u>サービス券</u>による使用者は、自動料金精算機に駐車券を挿入した後に<u>サービス券</u>を続けて挿入し、使用料を精算してから出場すること。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

